

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革	昭和 37 年 1 月 国立がんセンターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立がん研究センターの設立					
中期目標期間	第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
	8 人(2 人)	3 人(0 人)	5 人(2 人)	1,721 人		1,034 人
年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	9,522	9,343	8,295	7,496	7,371
	特別会計	0	0	0	0	0
	計	9,522	9,343	8,295	7,496	7,371
	うち運営費交付金	8,803	8,755	8,204	7,425	6,687
	うち施設整備費等補助金	520	510	0	29	52
	うちその他の補助金等	199	78	91	41	632
うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	47,539	53,915	51,987	52,838	58,195	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)	2,583	3,507	3,707	1,955		
(単位：百万円)	発生要因	継続した費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、平成 24 年度の利益剰余金は 3,707 百万円となっている。平成 25 年度においては、電子カルテ更新や診療棟竣工による移転費用等が発生したことから、当期経常損失を計上し、利益剰余金が 1,955 百万円に減額している。				
	見直し内容	利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。				
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)	553	138	116	125		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)	8,869	11,102	9,609	12,283	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額	業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度) 101.9% (参考：平成 25 年度実績 98.0%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 11.9%節減（参考：平成 21 年度 857,219 千円、平成 25 年度 755,143 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.12%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.05%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん標本を用いた治療標的遺伝子の解析・同定 センターのバイオバンクが採取した肺がん組織から、新しい肺がん治療標的遺伝子（「RET 融合遺伝子」という。）を発見した。現在、当該遺伝子を有する肺がんに対する新規治療薬の実用化に向けた医師主導治験を世界に先駆けて実施中。 ・多目的コホート研究 生活習慣、生活環境及び遺伝因子が、がんなどの生活習慣病にどのような影響を与えているのかを解明するため、特定の地域住民を長期間（20 年以上）追跡し、科学的に精査した。その成果の一例として、喫煙していない女性と、その夫の喫煙・非喫煙との比較を対象に追跡を行った結果、夫が喫煙者の女性は、夫が非喫煙者の女性に比べて、肺がんリスクが 1.34 倍となることを数値により示し、受動喫煙が肺がん罹患と強い関連があることを具体的に明らかにした。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：共同研究数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ各々 5%以上増加させる。 <p>達成状況：共同研究 平成 25 年度実績 40.0%増加（参考：平成 21 年度 135 件、平成 25 年度 189 件） 治験 平成 25 年度実績 71.1%増加（参考：平成 21 年度 256 件、平成 25 年度 438 件） 国際共同治験 平成 25 年度実績 88.8%増加（参考：平成 21 年度 98 件、平成 25 年度 185 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：治験申請から最初の症例登録までの期間を平均 130 日以内とする。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 平均 124.5 日（参考：平成 22 年度 139.7 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 68.5%増加（参考：平成 21 年度 835 件、平成 25 年度 1,407 件）</p>
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 51,105 千円（参考：平成 22 年度実績 144,804 千円） 平成 25 年度実績 共同研究 285,066 千円（参考：平成 22 年度実績 67,000 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 3,610,769 千円（参考：平成 22 年度実績 5,391,250 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	53,915	51,987	52,838	58,195	
	国からの財政支出額	9,343	8,295	7,496	7,371	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	1,617人	1,685人	1,721人	1,800人	-
	非常勤	897人	978人	1,034人	1,009人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① <u>がんその他の悪性新生物について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。</u>『「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立がん研究センターを拠点としたがんその他の悪性新生物の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立及びがん対策の進捗評価に資する研究開発成果の最大化を目指す。</u>『「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>⑥ がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)に基づき、「全国がん登録データベース」の運用と院内がん登録情報等の収集を通じて、国のがん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究を行う。</p>					

	<p>診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。 ② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。 ③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。 <p>教育研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんその他の悪性新生物に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。 ② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。 <p>情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外のがんその他の悪性新生物に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。 ② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。
<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。 (「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

がん研究センターの特長及び今後取り組んでいく機能

- ① 新たながん医療技術、予防法等の「早期実用化」に向けた研究開発（健康・医療戦略の目標達成のための臨床研究開発など）
- ② 国が政策的に継続して実施すべき「がん対策」の充実（NCのミッションとしての疾患対策）
- ③ 国内・海外の「がん対策・がん研究連携」における長期継続的な「拠点機能」

センターの特長

- 研究の成果を臨床・公衆衛生の現場で検証し、医療・予防の実用化につなげる研究開発体制（我が国最大のがん基礎研究拠点、我が国最大のがん臨床病院、我が国唯一のがん公衆衛生研究拠点）
- 国が政策的に継続して実施すべき研究開発（予防、希少がん、手術・放射線治療などを含めた集学的治療）、オールジャパンの研究基盤の維持（バイオバンク、健常者コホート、多施設臨床試験支援事務局機能等）、がん政策研究（サバイバーシップ支援等）
- がん対策基本法・がん対策推進基本計画に基づくがん対策実施拠点（がん診療連携拠点病院ネットワークのハブ機能、全国がん登録実施のためのセンター機能、がん予防・がん検診ガイドラインの作成と地方自治体への支援、がんに関する最新情報を提供する「がん情報サービス」）

センターが今後取り組んでいく機能

- 世界トップレベルの治験・臨床研究体制（世界の有望新薬候補物質First in Human 試験トップ施設をめざした、最先端機材・専門的人材の確保）
- ゲノム医療の実施に向けた基盤機能（ゲノム解析結果の臨床的意義づけの精査・検証、患者への説明・相談支援、最適な医療の提供等）
- メディカル・インフォマティクス拠点機能（全国がん登録情報、拠点病院等の電子カルテ情報、バイオバンク・オミックス解析情報等を統合し、新たな予防・医療を創出するための大規模データ解析機能）
- 我が国のがん対策の中心として、さらなる他施設との連携、ネットワークの構築、他施設に対するサポート体制の確立、がん対策の進捗評価（がん対策の進捗のモニタリング、評価、改善策の提示等）
- 国際連携体制の充実（更なる国際化への取り組み、米国FDA・欧州EMA・PMDA及び諸外国施設との人事交流など）

具体的取組の柱

がんの早期発見

がんの根治療法の開発

効果的ながん予防方法の確立

がん診療のガイドラインの作成・改訂の提言

ライフステージに応じたがんとの対応

がん関連病院とのネットワーク構築

がん情報の収集・集約

正確ながん統計・情報の提供

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立循環器病研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和 52 年 7 月 国立循環器病センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立循環器病研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人(2 人)	2 人(0 人)	4 人(2 人)	1,138 人		504 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	5,911	5,435	5,091	4,605	4,316	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	5,911	5,435	5,091	4,605	4,316	
	うち運営費交付金	5,902	5,428	5,091	4,605	4,316	
	うち施設整備費補助金	0	0	0	0	0	
	うちその他の補助金等	10	8	0	0	0	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		23,804	27,836	24,835	25,513	31,430	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		1,567	906	246	27		
	発生要因	平成 22 年度においては、費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、567 百万円の利益剰余金を計上した。その後、積極的に設備投資を行っていった結果、平成 25 年度の利益剰余金は 27 百万円に減額している。					
	見直し内容	利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		279	276	434	329		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		5,899	7,521	6,816	6,638	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、經常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度) 99.9% (参考：平成 25 年度実績 99.2%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 達成状況：平成 25 年度実績 12.8% 節減 (参考：平成 21 年度 770,411 千円、平成 25 年度 671,784 千円) 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.07%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.03%</p>
<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心血管外科領域における先進医療、人工心臓等の医療機器開発に関する研究 我が国において、小児に対して使用できる承認された補助人工心臓は存在しないが、我が国初で小型の体内植え込み型補助人工心臓を開発し、その実用化に向けた臨床試験をセンターが中心になって実施している。 ・心臓移植医療等の循環器疾患に関するガイドライン、治療指針の作成 全国の医療の均てん化に係るガイドライン、治療指針の作成・改定にかかる研究を継続的に実施している。 最近では、脳卒中患者に対する治療指針の改訂（脳梗塞の患者に対する血栓溶解療法（rt-PA 静注療法）の治療開始可能時間の延長）を主導した。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 50%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 66.7%増加（参考：平成 21 年度 51 件、平成 25 年度 85 件） ・中期計画：企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 154.4%増加（参考：平成 21 年度 57 件、平成 25 年度 145 件） ・中期計画：治験依頼から契約締結までの期間を平均 50 日以内とする。 達成状況：平成 25 年度実績 平均 35.0 日（参考：平成 21 年度 57.3 日） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 44.8%増加（参考：平成 21 年度 259 件、平成 25 年度 375 件）
<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 115 件、121,540 千円（参考：平成 22 年度実績 27 件、24,907 千円） 平成 25 年度実績 共同研究 145 件、99,626 千円（参考：平成 22 年度実績 53 件、63,617 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	27,836	24,835	25,513	31,430	
	国からの財政支出額	5,435	5,091	4,605	4,316	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	1,073人	1,094人	1,138人	1,193人	-
	非常勤	440人	470人	504人	499人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 循環器病について、<u>症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化</u>に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立循環器病研究センターを拠点とした循環器病の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す</u>。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p> <p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p>					

	<p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の循環器病に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。 (「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

循環器病研究センターの特長及び今後取り組んでいく機能

- ① 循環器疾患の新たな予防法・治療法の研究開発、高度先駆的医療の提供・普及
- ② 医薬品・医療機器開発のための医工連携、産学官連携、臨床研究を実施する医療クラスターの拠点整備
- ③ 循環器疾患関連情報のとりまとめ、解析、情報発信等を通じた、循環器病対策の基盤を充実
- ④ 健康・医療戦略推進本部の掲げた目標を達成するため、これに係る治験・臨床研究を確実に実施できる機関

センターの特長

- 病院と研究所のいずれにおいても、心臓血管部門と脳血管部門を併設し相互連携して最先端の医療を提供（世界の主要施設にはない）
- 医療機器分野における早期探索的臨床試験拠点として整備、病院と研究所が連携して取り組んでいる研究・治療実績などを活用し、基礎・臨床研究から製品化までをワンストップで実現する拠点機関として研究開発基盤センターを整備（企業等とも連携）
- 循環器疾患の全国の患者データを集積し、追跡調査、治療効果等を分析するため、循環器病統合情報センターを整備（学会等と連携）

センターが今後取り組んでいく機能

- 我が国の循環器疾患対策の中心として、さらなる他施設との連携、全国的なネットワークの構築、他施設に対するサポート体制の確立
- First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を受託
- 実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流や人材育成を、これまで以上に推進

具体的取組の柱

- 循環器疾患の早期発見
- 循環器疾患に関する救急医療・在宅移行モデルの普及

- 循環器疾患の治療法の開発
- 循環器疾患にかかる医療クラスターの構築

具体的取組の柱

- 循環器疾患の予防、診断方法の確立
- 循環器疾患治療・研究の基盤となる情報の集約・発信

- 循環器疾患診療のガイドラインの作成・改訂の提言
- 国民への情報発信

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和 61 年 10 月 国立武蔵療養所、国立武蔵療養所・神経センター、国立精神衛生研究所を統合し、国立精神・神経センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		7 人(2 人)	3 人(0 人)	4 人(2 人)	721 人		582 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要※)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	6,227	4,524	5,278	5,014	4,507	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	6,227	4,524	5,278	5,014	4,507	
	うち運営費交付金	4,595	4,513	4,761	4,534	4,292	
	うち施設整備費補助金	1,618	0	450	402	137	
	うちその他の補助金等	13	11	66	78	79	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		22,035	14,510	14,016	13,942	13,938	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△62	△1,071	△1,389	△1,618		
発生要因		平成 22 年度の新病棟オープンに伴う減価償却費の影響により、医業収益を上回る医業費用が発生したことから、平成 25 年度まで経年的に経常損失を計上しており、平成 25 年度の繰越欠損金は 1,618 百万円となっている。					
見直し内容		平成 25 年度まで経常損失が続いているものの、費用の節減や収入の確保等の経営管理に努め、医業収支は年々改善傾向にあり、平成 24 年度より医業収支は黒字に転換している。引き続き経営改善の取組を推進する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		227	216	0	40		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		6,180	7,131	6,810	6,635	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度)は 97.6% (参考：平成 25 年度実績 98.4%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 25.6%節減（参考：平成 21 年度 630,800 千円、平成 25 年度 469,355 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.05%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.01%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー治療薬に関する研究 筋ジストロフィーは、遺伝子の異常により起こる遺伝性筋疾患であり、複数の型（デュシェンヌ型、ベッカー型等）が存在する。現在、進行の経過を遅らせるステロイド剤以外に治療法は存在しないが、そのうち、デュシェンヌ型筋ジストロフィー（男児に発症する頻度が高く、国内では推計でおおよそ 4,000 人）について、企業との共同研究において治療薬となり得る核酸医薬品の合成に成功した。また、患者登録システム、臨床試験ネットワークを構築したことから、これらの体制を活用し、新規治療薬の開発に向けた世界初の医師主導の臨床試験を開始した。 ・規制薬物に関する評価データの取得に関する研究 薬物乱用、依存に係る基礎・臨床データ等を継続的に収集し、その評価を行っている。 最近では、危険ドラッグの包括指定（薬事法令改正）のための薬物評価データを、厚生労働省に提出した。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 164.0%増加（参考：平成 21 年度 25 件、平成 25 年度 66 件） ・中期計画：他の研究機関との共同研究の実施数を、年 10 件以上とする。 達成状況：平成 25 年度実績 60 件 ・中期計画：治験申請から最初の症例登録までの期間を平均 100 日以内とする。 達成状況：平成 25 年度実績 平均 70.6 日（参考：平成 21 年度 115.4 日） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 53.6%増加（参考：平成 21 年度 138 件、平成 25 年度 212 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 21 件、22,546 千円（参考：平成 22 年度実績 10 件、5,188 千円） 平成 25 年度実績 受託研究 53 件、74,322 千円（参考：平成 22 年度実績 51 件、48,689 千円） 平成 25 年度実績 治験 56 件、220,671 千円（参考：平成 22 年度実績 49 件、252,586 千円） 平成 25 年度実績 共同研究 23 件、66,679 千円（参考：平成 22 年度実績 9 件、11,410 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	14,510	14016	13942	13938	
	国からの財政支出額	4,524	5,278	5,014	4,507	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	674人	708人	721人	749人	-
	非常勤	460人	525人	582人	614人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 精神・神経疾患等について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② 国立精神・神経医療研究センターを拠点とした精神・神経疾患等の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す。また、精神・神経疾患や精神保健に係る疫学研究を実施する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用</p>					

	<p>し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p> <p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p> <p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p align="center">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。 (「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

精神・神経医療研究センターの特長及び今後取り組んでいく機能

- ① 精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害の新たな治療法の研究開発及び高度先駆的医療の提供・普及
- ② 筋ジストロフィー、多発性硬化症等の希少性・難治性疾患の治療法開発・創薬を目指した研究開発中核機関
- ③ 自殺予防対策、規制薬物の評価、災害精神保健、医療観察法対象者に対する医療の提供等、精神保健に係る政策評価及び政策提言の実施
- ④ 健康・医療戦略推進本部の掲げた目標を達成するため、これに係る治験・臨床研究を確実に実施できる機関

センターの特長

- バイオバンクでの基礎研究基盤、研究所・病院との連携拠点としてのトランスレーショナル・メディカルセンター(TMC)、新しい画像診断技術開発の中核拠点としての脳病態統合イメージングセンター(IBIC)を整備
- 理化学研究所等、他の研究機関との共同研究を実施(文科省研究機関との連携)、神経難病にかかる国際共同治験等を主導(企業との連携)
- 認知行動療法センター、自殺予防総合対策センター、災害時こころの情報支援センターによる政策提言等を実施(政策担当課と連携)

センターが今後取り組んでいく機能

- 我が国の精神・神経難病対策の中心として、さらなる他施設との連携、全国的なネットワークの構築、他施設に対するサポート体制の確立
- First in human 試験をはじめとした実施困難な治験・臨床研究を受託出来るような臨床研究支援体制を整備・強化
- 民間での創薬開発が困難な希少性疾患に関して、確実に早期探索的臨床試験を完遂できるだけの財政基盤
- 上記成果に基づく創薬開発のために必要な産学連携部門の整備及び強化

具体的取組の柱

精神・神経疾患の早期発見

精神・神経難病に対する
治療法の開発

画期的な精神・神経疾患の
診断方法の確立

精神保健にかかる政策評価と
政策提言

精神神経疾患に関する
療養医療モデルの普及

希少疾病・難病関連病院との
ネットワーク構築

希少疾病・難病患者登録の
推進

自殺総合対策、
規制薬物の提言

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立国際医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		平成 5 年 10 月 国立病院医療センターと国立療養所中野病院とを統合し、国立国際医療センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立国際医療研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		9 人(2 人)	3 人(0 人)	5 人(2 人)	1,786 人		767 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	9,197	7,775	7,441	7,267	7,010	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	9,197	7,775	7,441	7,267	7,010	
	うち運営費交付金	8,455	7,514	7,321	6,914	6,317	
	うち施設整備費補助金	742	261	100	333	674	
	うちその他の補助金等	0	0	20	20	19	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		44,991	40,888	40,839	44,119	44,765	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△750	△2,683	△4,349	△3,868		
発生要因		平成 22 年度の新病棟オープンに伴う減価償却費の影響により、医業収益を上回る医業費用が発生したことから、平成 24 年度まで経年的に経常損失を計上していたが、平成 25 年度は当期純利益 481 百万円を計上したことから繰越欠損金は 3,868 百万円となっている。					
見直し内容		平成 24 年度までは経常損失が続いていたものの、平成 25 年度においては、費用の節減や収入の確保等の経営改善に努め、経常収支、医業収支とともに黒字に転換している。引き続き経営改善の取組を推進する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		615	952	859	726		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		10,694	10,381	9,202	7,871	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度)は 98.4% (参考：平成 25 年度実績 101.7%) ・中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15%以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 22.2%節減（参考：平成 21 年度 783,408 千円、平成 25 年度 609,198 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.13%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.07%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型高病原性鳥インフルエンザの診断と治療に関する研究 新型インフルエンザ（H1N1 型）及び死亡率の高い高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 型）について、これらのヒト間感染が発生した場合に備え、センターが世界初で迅速診断キットを開発した。 また、実際に同型のインフルエンザが流行している地域（ベトナム）において、その診断法の有用性を確認するとともに、その診断・治療について、我が国の医療現場で実戦可能な「重症新型インフルエンザ診断と治療の手引き」を作成・公表した。 ・肝炎の治療効果予測法等の開発 C型慢性肝炎の治療効果に強く関係する因子（一塩基多型）が、ヒトの IL28B 遺伝子及びその近傍に存在することを発見し、インターフェロン治療の効果予測として、センターが世界で初めて報告した。 この成果については、臨床研究においても証明され、インターフェロン治療の予測法として、すでに実際の臨床現場において広く応用されている。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を年 10 件以上実施 達成状況：平成 25 年度実績 16 件 ・中期計画：開発初期の臨床研究の外部研究機関等との共同研究の実施数を年 10 件以上実施 達成状況：平成 25 年度実績 20 件 ・中期計画：治験申請から最初の症例登録までの期間を平均 60 日以内とする。 達成状況：平成 25 年度実績 平均 97.6 日（参考：平成 22 年度 110 日） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 54.7%増加（参考：平成 21 年度 214 件、平成 25 年度 331 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 86 件、779,997 千円（参考：平成 22 年度実績 57 件、40,262 千円） 平成 25 年度実績 受託研究 48 件、339,663 千円（参考：平成 21 年度実績 100 件、586,230 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 183 件、1,283,341 千円（参考：平成 21 年度実績 134 件、1,109,304 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業、国立看護大学校事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	40,888	40,839	44,119	44,965	
	国からの財政支出額	7,775	7,441	7,267	7,010	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	1,622人	1,714人	1,786人	1,900人	-
	非常勤	660人	724人	767人	769人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 感染症その他の疾患について、<u>症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化</u>に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立国際医療研究センターを拠点とした感染症その他の疾患の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す</u>。また、海外の研究機関、医療機関等との連携をより推進する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p>					

診療事業

- ① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。
- ② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。
- ③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。

教育研修事業

- ① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。
- ② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

情報発信事業

- ① 国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。
- ② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

国際協力事業

- ① 緊急援助等の支援活動を行うとともに、開発途上国における保健システムの向上を推進するため、専門家の派遣や研修生の受け入れを行う。
- ② 国際機関や国際協力機構（JICA）等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施し、また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。

国立看護大学校事業

- ① 国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）に必要な人材を養成するため看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、研究課程部に後期課程（博士課程相当）を設置する。
- ② NC等に勤務する看護師等を対象に、専門性の高い研修を実施する。

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>NCは、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成 27 年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務、国際協力業務、国立看護大学校業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	医療の国際展開	
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であると考え。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。	医療の国際展開の観点から、保健医療分野における国際貢献・国際協力を行うグローバル医療戦略を推進し、センター全体による取り組みを実施する。『「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)も同様の指摘』	
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)	

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>NC間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。</p> <p>事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。</p>	<p>法人の業務計画（年度計画等）の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	
上記措置を講ずる理由	<p>上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定））</p>	<p>独立行政法人の毎年の年度計画（法人の分類によっては、事業計画）に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画（法人の分類によっては、事業計画）の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標（法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標）にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。（「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」（平成26年6月25日情報セキュリティ対策推進会議決定））</p>	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター		府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し		自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。</p>		<p>日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。</p>	
上記措置を講ずる理由	<p>研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))</p>		<p>現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。</p>	

国際医療研究センターの特長及び今後取り組んでいく機能

- ① 感染症・生活習慣病等の国際的に重要な疾患分野の新たな予防・治療法の研究開発、高度先駆的医療の提供・普及
- ② 健康・医療戦略に基づき、国際水準の治験・臨床研究を推進し、これに係るネットワークの中核機関としての体制整備
- ③ 質の高い全人的な高度専門・総合医療の開発と提供、国際的な研究・医療・保健を担う人材の育成
- ④ 国際医療協力を通じて、国際保健医療の向上に寄与するとともに、その成果を我が国にも還元

センターの特長

- バイオバンクを活用した基礎的・臨床的研究基盤、6NC共同のバイオバンク運営のための中央事務局機能、包括的機能を有する臨床研究センターを整備、国際的に重要な疾患に対応するための総合医療機能
- 感染症・生活習慣病等に係る研究・診療の中核機関として、理化学研究所等、他の研究機関との共同研究を実施（文科省研究機関等との連携）
- 我が国の国際保健医療協力の中核機関として位置づけ、特定感染症指定医療機関として新型感染症病床を設置、HIV診療全国ネットワーク・肝疾患診療連携拠点病院の中核機関（政策担当課と連携）

センターが今後取り組んでいく機能

- First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を受託
- 感染症・生活習慣病等の国際的に重要な疾患分野の治験・臨床研究を推進するためのARO (Academic Research Organization)機能として、全国的な治験・臨床研究ネットワークの構築、他施設への高度なサポート体制の確立
- 実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や国内外の医療研究機関との人事交流を、これまで以上に推進

具体的取組の柱

産学官連携を基盤とした実用化に繋がる国際的な医学研究の推進

国際的に重要な疾患分野での創薬等に繋がる、国際水準の治験・臨床研究の推進

国境を越える重大感染症への高度専門的医療の提供

総合医療機能を活かした国際的人材の育成

具体的取組の柱

国内外の医療研究機関とのネットワークの充実・強化

国際水準で最先端な医療技術の臨床現場への導入を加速

世界的なニーズに応える医療の国際展開

国際的な保健医療課題への対応、国際医療協力の発展

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立成育医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		平成 14 年 3 月 国立大蔵病院と国立小児病院を統合し、国立成育医療センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立成育医療研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人(2 人)	1 人(0 人)	5 人(2 人)	995 人		569 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	5,008	5,066	5,132	4,122	3,715	
	特別会計		0	0	0	0	
	計	5,008	5,066	5,132	4,122	3,715	
	うち運営費交付金	5,008	4,666	4,405	3,996	3,587	
	うち施設整備費補助金	0	400	451	0	0	
	うちその他の補助金等	0	0	277	126	127	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		18,870	21,503	21,940	23,013	25,014	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		1,178	1,699	2,495	1,956		
		発生要因	継続した費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、平成 24 年度の利益剰余金は 2,495 百万円となっている。平成 25 年度においては、病院情報システム更新のための一時的な患者数の制限により、予定していた医業収益が確保できなかったこと等から、当期経常損失を計上し、利益剰余金が 1,956 百万円に減額している。				
		見直し内容	利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。				
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		191	275	170	19		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		5,629	5,563	4,371	6,342	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度)は 102.3% (参考：平成 25 年度実績 97.8%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 20.8%節減（参考：平成 21 年度 643,473 千円、平成 25 年度 509,507 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.05%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.04%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児肝移植に関する研究 小児肝移植は、非常にリスクが高いため、世界でも実施例は少ないところ、センターにおいて基礎研究、小児肝移植に関する臨床研究が行われ、その結果センター内において、平成 24 年度は小児肝移植 46 例（世界最多）が実施された。さらに、肝移植を必要としているより多くの患児に対する肝細胞移植等の新規治療法の開発をすすめ、本邦初にて、小児幹細胞移植の臨床研究を実施した。 ・成育医療における出生母子ゲノムコホート研究 アレルギー疾患、発達障害、肥満等の内分泌疾患について、その遺伝的要因と環境要因に着目し、多数の妊婦と出生児を対象とし、その遺伝子及び環境因子について、10 年間に渡る長期間の追跡調査を実施している。 この成果をもとに、対象疾患の病態解明のみならず、臨床研究が実施されている。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 27.3%（参考：平成 21 年度 22 件、平成 25 年度 28 件） ・中期計画：企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 56.3%（参考：平成 21 年度 16 件、平成 25 年度 25 件） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 161.8%増加（参考：平成 21 年度 76 件、平成 25 年度 199 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 30 件、85,676 千円（参考：平成 24 年度実績 34 件、39,754 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 294 件、1,554,505 千円（参考：平成 24 年度実績 287 件、1,130,275 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	21,503	21,940	23,013	25,014	
	国からの財政支出額	5,066	5,132	4,122	3,715	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	878人	937人	995人	1,050人	-
	非常勤	452人	507人	569人	571人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 成育に係る疾患について、<u>症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化</u>に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立成育医療研究センターを拠点とした成育に係る疾患の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す</u>。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用</p>					

	<p>し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p> <p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p> <p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育に係る疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の成育に係る疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p align="center">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p align="center">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。 (「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

成育医療研究センターの特長及び今後取り組んでいく機能

- ① 次世代の健康における課題を解決するための新たな治療法の研究開発、高度先駆的医療の提供・普及
- ② 成育医療全般に関し、チーム医療や入院時から地域ケアを見通した小児在宅推進のための優れた医療モデルの確立
- ③ 健康・医療戦略推進本部の掲げた目標を達成するため、これに係る治験・臨床研究を確実に実施する体制整備

センターの特長

- バイオバンクでの基礎研究基盤、臨床研究中核病院として研究所内に社会・臨床研究センターを整備、小児治験ネットワークの事務局として多施設臨床試験を支援（循環型研究開発の推進）
- 再生医療の研究の実施、他大学等、他の研究機関との共同研究を実施（文科省研究機関との連携）
- 世界最高水準の移植医療を推進するための臓器移植センター、小児がん拠点病院及び中央機関として集学的治療及び臨床研究を推進するための小児がんセンターを設置、妊娠・授乳中の服薬に関する情報機関として妊娠と薬情報センターを整備、小児在宅医療連携に関する評価事業を実施（政策担当課と連携）

センターが今後取り組んでいく機能

- 我が国の成育領域の治験・臨床研究を推進するためのセンター的役割として、さらなる他施設との連携、全国的なネットワークの構築、他施設に対するサポート体制の充実
- 小児を対象とした First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を受託
- 実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流や人材育成を、これまで以上に推進

具体的取組の柱

成育疾患の早期診断・治療法の開発

成育領域の医薬品・医療機器の開発

患者等参加型医療モデルの開発・推進

小児専門病院等とのネットワーク構築

具体的取組の柱

成育疾患の高度先駆的な治療法の開発・提供

成育疾患のガイドラインの作成・改訂の提言

成育医療を担うリーダー的人材の育成

医療政策の一環として実施すべき医療の提供

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立長寿医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和41年4月 国立愛知療養所と国立療養所大府荘を統合し、国立療養所中部病院の設置 平成16年3月 国立長寿医療センターの設置 平成22年4月 独立行政法人国立長寿医療研究センターの設立					
中期目標期間		第1期：平成22年～平成26年					
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6人(2人)	3人(0人)	3人(2人)	506人		374人
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	3,459	3,613	3,852	3,713	3,194	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	3,459	3,613	3,852	3,713	3,194	
	うち運営費交付金	3,459	3,613	3,852	3,477	3,058	
	うち施設整備費補助金	0	0	0	236	137	
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		9,971	10,647	9,851	10,116	9,794	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△209	83	598	1,176		
発生要因		平成22年度は209百万円の繰越欠損金が発生したものの、費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、平成23年度より医業収支、経常収支ともに黒字に転換したことから、平成25年度の利益剰余金は1,176百万円となっている。					
見直し内容		利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		274	501	241	284		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		4,260	4,140	4,283	3,925	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成25年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4カ年累計(平成22～25年度) 104.0% (参考：平成25年度実績 107.4%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成21年度に比べ15%以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 28.8%節減（参考：平成 21 年度 453,466 千円、平成 25 年度 322,895 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.07%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.04%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の歯髄再生臨床研究 高齢者の歯髄を再生させる（最終的には、歯を再生させる）臨床研究に、我が国で最初に着手した。 老化に伴う歯の欠損によるQOLの低下に歯止めをかけることが期待される。 ・高齢者の精神症状・異常行動（BPSD）に関する研究 2,000例の高齢者について、その生活機能障害、身体疾患に関する長期間の追跡調査を行い、介護負担軽減策や認知症早期発見のためのガイドラインとしてとりまとめた。 同ガイドラインは、全国の介護施設、病院等において、認知症患者の初期対応の指針として広く使用されている。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 41.2%増加（参考：平成 21 年度 17 件、平成 25 年度 24 件） ・中期計画：企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 66.7%増加（参考：平成 21 年度 12 件、平成 25 年度 20 件） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 130.1%増加（参考：平成 21 年度 103 件、平成 25 年度 237 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 22,815 千円（参考：平成 22 年度実績 8,140 千円） 平成 25 年度実績 研究収益 707,864 千円（参考：平成 21 年度実績 300,161 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 431,238 千円（参考：平成 21 年度実績 337,310 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	10,647	9,851	10,116	9,794	
	国からの財政支出額	3,613	3,852	3,713	3,194	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	432人	463人	506人	524人	-
	非常勤	311人	355人	374人	363人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 加齢に伴う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。『「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</p> <p>② 国立長寿医療研究センターを拠点とした加齢に伴う疾患の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す。『「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p>					

	<p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p> <p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、加齢に伴う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の加齢に伴う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p align="center">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p align="center">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

長寿医療研究センターの特長及び今後取り組んでいく機能

- ① 認知症等、老化に伴い発症する様々な疾患の予防、診断、治療法の開発、高度先駆的医療の提供・普及
- ② 虚弱(フレイル)、認知症、運動器症候群(ロコモティブシンドローム)等に関する研究の総合的・中核的な施設
- ③ 認知症、在宅医療、老人保健、高齢者医療にかかる研究、医療の提供等を通じた、政策提言の実施
- ④ 健康・医療戦略推進本部の掲げた目標を達成するため、これに係る治験・臨床研究を確実に実施できる機関

センターの特長

- バイオバンクでの基礎研究基盤、認知症の予防、診断、治療等の先進的かつ実用化を目指した研究開発のための認知症先進医療開発センターを整備
- 健康長寿に向けた社会老年学的な課題解決のための老年学・社会科学研究センターを整備(国内外の学会との連携)、企業との共同研究が効率的に実施できるよう共同研究ラボを設置し、共同研究を実施(企業との連携)
- もの忘れセンター・ロコモセンターを設置し、認知症予防対策、フレイル予防対策、介護予防へ向けた二次予防対策、介護機器の開発等を実施(政策担当課と連携)

センターが今後取り組んでいく機能

- 我が国の認知症等の対策の中心として、さらなる他施設との連携、全国的なネットワークの構築、他施設に対するサポート体制の確立
- First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を受託
- 実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進

具体的取組の柱

認知症等の早期発見・治療法の開発

認知症等の予防方法の確立

在宅医療・認知症地域ケアのモデルの開発・普及

高齢者医療関連病院とのネットワーク構築、再生医療の推進

具体的取組の柱

「虚弱(フレイル)」に関する予防・診断・治療方法の確立

高齢者診療のガイドラインの作成・改訂の提言

高齢者医療や健康促進に関する人材育成

高齢者医療や健康促進に関する情報発信・政策提言